

鈴鹿市訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

鈴鹿市公用文に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月12日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市公用文に関する規程の一部を改正する訓令

鈴鹿市公用文に関する規程（平成23年鈴鹿市訓令第5号）の一部を次のように改める。

別表第3第4項第5号中「前〇〇部長（課長等）×（氏 名） 印×」を「前任者×〇〇部長（課長等）×（氏 名）×」に、「〇〇部長（課長等）×（氏 名） 印×」を「後任者×〇〇部長（課長等）×（氏 名）×」に改める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。